

令和4年3月2日 開会
令和4年3月23日 閉会
(定例第2回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 51 号

令和 4 年第 2 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和 4 年 2 月 25 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和 4 年 3 月 2 日（水） 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

小 谷 英 介	西 本 憲 人
豊 哲 也	島 田 一 恵
森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	大 森 正 治
杉 谷 洋 一	近 藤 大 介
吉 原 美 智 恵	岡 田 聰
野 口 俊 明	米 本 隆 記

○応招しなかった議員

なし

第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

令和 4 年 3 月 2 日 (水曜日)

議 事 日 程

令和 4 年 3 月 2 日 午前 10 時開会 (開議)

- 1 開会 (開議) 宣告
- 2 議事日程の報告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 施政方針の説明について
 - 日程第 5 議案第 5 号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 6 議案第 6 号 大山町税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 7 議案第 7 号 大山町障害者通所・通院費助成金交付条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 8 議案第 8 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 9 議案第 9 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 10 議案第 10 号 大山町一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 11 議案第 11 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 12 議案第 12 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 13 議案第 13 号 大山町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 14 議案第 14 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の策定について
 - 日程第 15 議案第 15 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定について
 - 日程第 16 議案第 16 号 大山町未来づくり 10 年プラン (大山町総合計画) の「基本計画」の改訂について
 - 日程第 17 議案第 17 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について
 - 日程第 18 議案第 18 号 町道路線の認定について (町道八重東線)

- 日程第 19 議案第 19 号 町道路線の一部廃止について（町道山根線）
- 日程第 20 議案第 20 号 町道路線の変更について（町道殿河内二本松線）
- 日程第 21 議案第 21 号 令和 4 年度大山町一般会計予算
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 4 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 23 議案第 23 号 令和 4 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 24 議案第 24 号 令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 25 議案第 25 号 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 26 議案第 26 号 令和 4 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 議案第 27 号 令和 4 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 28 議案第 28 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 29 号 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 30 号 令和 4 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 31 号 令和 4 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 32 号 令和 4 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 33 号 令和 4 年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 34 号 令和 4 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 35 議案第 35 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算（第 12 号）
- 日程第 36 議案第 36 号 令和 3 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 37 議案第 37 号 令和 3 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 38 議案第 38 号 令和 3 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 39 議案第 39 号 令和 3 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 40 議案第 40 号 令和 3 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 5 号）
- 日程第 41 議案第 41 号 令和 3 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 42 議案第 42 号 令和 3 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 43 議案第 43 号 令和 3 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 44 議案第 44 号 令和 3 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 45 議案第 45 号 令和 3 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 46 議案第 46 号 令和 3 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 47 議案第 47 号 令和 3 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	小谷英介	2番	西本憲人
3番	豊哲也	4番	島田一恵
5番	森本貴之	6番	池田幸恵
7番	門脇輝明	8番	大原広巳
9番	大杖正彦	10番	大森正治
11番	杉谷洋一	12番	近藤大介
13番	吉原美智恵	14番	岡田聡
15番	野口俊明	16番	米本隆記

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 …………… 野間 光 書記 …………… 三谷輝義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹口大紀 教育長 …………… 鷺見寛幸
副町長 …………… 吉尾啓介 総務課長 …………… 金田茂之
財務課長…………… 井上 龍

午前10時開会

○議長（米本 隆記君） 皆さん、おはようございます。

○事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同礼。着席してください。

開会宣告

○議長（米本 隆記君） ただいまの出席議員は16人です。

定足数に達しておりますので、令和4年第2回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これから、議長及び町長の諸般の報告、施政方針の説明のあと、町長から本定例会に

提出されました各議案の提案理由の説明を受けますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米本 隆記君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番 島田一恵議員、5番 森本貴之議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（米本 隆記君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月23日までの22日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（米本 隆記君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

次に、12月定例会において可決した意見書は、12月22日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告から報告第2号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてまで、計3件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さんおはようございます。

本日から3月定例議会、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、令和4年3月定例議会における政務報告として、12月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず、総務課関係の区長会の開催についてです。

1月10日に令和4年初区長会を行いました。区長会長に大山地区の長谷川幹也さん、副会長に中山地区の渡邊博幸さん、名和地区の近藤康之さんをそれぞれ互選いただきました。

続きまして、住民課関係の子育て世帯への臨時特別給付についてです。

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により、高校生までの子供のいる世帯に臨時特別給付を行い、2月25日現在の支給件数は、2,090件となっております。

続きまして、健康対策課関係の新型コロナワクチン接種についてです。

新型コロナワクチン追加接種につきましては、昨年12月に医療従事者等へ接種券を発送して以降、順次対象者へお送りして接種を進めています。集団接種については2月8日から4月まで実施する予定ですが、2月28日現在で接種者4,770人、接種率39.2%となっております。

また、小児接種につきましては、今月には接種券を発送して、西部圏域及び中部の1医療機関において個別接種を開始する予定です。

続きまして、観光課関係のスキー場の状況についてです。

今シーズンは、12月21日にスキー場がオープンし、24日には、オープニングセレモニーを行い、入込数は、3月1日現在、9万7,296人となっており、昨年の同時期と比較しますと7,632人の増加となっております。

なお、2月12日に開催予定でした第88回国立公園記念スキー大会と13日の第50回大山国体記念スキー大会は、新型コロナウイルス感染拡大のため、やむなく中止といたしました。

続きまして、社会教育課関係の成人式についてです。

1月3日名和農業者トレーニングセンターを会場に成人式を行いました。今回は新型コロナウイルス感染症対策として、県外からの出席者は、事前のPCRまたは抗原検査での陰性確認を参加条件に加えて実施しました。対象者の74.5%にあたる117名の新成人に出席をいただきました。

次に、報告第1号及び2号、議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてご報告をさせていただきます。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布しております報告書のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針の説明について

○議長（米本 隆記君） 日程第4、施政方針の説明についてを議題にします。

局長、議員の皆さんにどこに入ってるかどうか教えてあげてください。

○事務局長（野間 光君） 資料の配布の御説明をいたします。

タブレットのなかの定例会・臨時会、本日の定例会のフォルダの中の第1日目配付資料、こちらの中に令和4年度施政方針が入っております。ご確認いただけますでしょうか。

○議長（米本 隆記君） 議員の皆さん、よろしいですか。

それでは、令和4年度施政方針について説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは令和4年度の施政方針のご説明を申し上げます。

本日は、町政の方針について説明する機会をいただき、心から感謝申し上げますとともに、今年度も、町政にご理解とご協力をいただきました町民の皆様、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

まず、国におきましては、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」で、日本の未来を拓く4つの原動力と題し、国内外の変化をとらえ、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作るため、「グリーン社会の実現」「官民挙げたデジタル化の加速」「日本全体を元気にする活力ある地方創り」「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」といった、成長を生み出す4つの原動力を推進するとしています。

これらをふまえた令和4年度予算政府案は、107兆5,964億円となりました。

一方、大山町におきましては、町の財源の約4割を占める普通交付税が、平成23年度のピーク時より約5億円も減少しています。

今後の事業実施に向け、ふるさと納税の活用、企業誘致の促進、各種産業全体の底上げなどによる自主財源の確保を目指し、これまで以上に尽力してまいります。

また、社会保障経費の増加、建物やインフラの老朽化に伴う維持補修費の増加などがあり、近年100億円を超える決算状況が続いています。

このような現状において、大山町を持続可能なまちにするためには、行財政改革によって財源を捻出するとともに、より効果のある施策を実行し、可能な限り早い段階で、人口減少に歯止めをかける必要があります。

そして、令和4年度に大山町の重点事業として、暮らしやすいまちづくりを進めていくため、【町民みんなが暮らしやすいまちづくり】【教育・子育て・生涯学習のまちづくり】【経済産業が成長するまちづくり】【健康・長寿・福祉のまちづくり】【行財政改革による持続可能なまちづくり】

以上、町民の皆さんに実行をお約束した5つの柱を中心として、施策を推進してまいります。

ます。

続きまして、各事業の実施方針について御説明申し上げます。

まず初めに、移住・定住促進策関係ご説明をいたします。

外部からの知恵や繋がり呼び込み、大山町に新しい風を起こしていく上で、地域おこし協力隊事業は重要な役割を果たしてきております。今後この事業を充実させるため、地域おこし協力隊の御試し・インターン事業を進め、大山町に関心があり、協力隊就任を考えている方を受け入れ、試験的な活動を行っていただけるインターンシップの環境を充実させてまいります。

また、地域活性化起業人制度によって、民間企業から人材を受け入れる仕組みづくりを進め、町の課題解決と企業の拠点化を目指す考えであります。

さらには、ファミリーワーケーション事業として、町内のワーケーション受け入れ体制などを強化し、ファミリーワーケーションの促進につなげてまいります。

このような事業を展開していく上での大山町の課題の一つとして、賃貸住宅と宿泊施設の間にあたる短期滞在向けの施設が不足していることが挙げられます。新規事業のショートステイ物件創出事業として、移住推進のため、お試し移住や移住前の住居探しや仕事探しの時間が確保できる仕組みを構築いたします。

なお、現在事業を進めております賃貸住宅不足を解消するための、PFIによる官民連携住宅整備は、2年後の完成を目標に、実施設計など進捗を図ってまいります。

次に、教育・子育て・少子化対策関係のご説明をいたします。

大山町では、特色ある環境づくりや、きめ細やかな支援などを目指して各種施策に取り組んでおります。

新年度は、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を行うため、大山町独自の少人数学級制を導入し、小・中学校全学年の児童生徒数を30人以下といたします。

また、不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援に向けて、スクールソーシャルワーカーや学習支援員の増員を行い、学校や関係機関等と連携した教育相談体制の充実や一人一人の実態に応じた効果的な支援を行います。

学習面では、オンライン英会話サービスを利用して、一人一人の能力に応じた英会話を世界中の講師と1対1で行うことにより、外国語を学ぶ意欲を高め、さらなる学力の定着を図ってまいります。

施設面では、大山小学校体育館の防災機能強化、大山西小学校グラウンドの芝生化、名和中学校技術棟の改築などを行い、児童生徒が安全で快適に学習できる環境整備を推進します。

社会教育分野におきましては引き続き、生涯学習としての英語教育の推進や、オンライン教育環境の充実、図書館機能の強化によるリカレント教育の推進をしてまいります。

そのほかに、子育て環境を向上させる取り組みとして、放課後や休日における子供の

遊ぶ場、学ぶ場、体験する場などの取り組みを、民間事業者や地域との連携により充実させることで、子供を産み育てやすい環境づくりを図ってまいります。

そして、子育て支援や少子化対策の取組みとして、2歳児の保育料軽減、修学旅行費及び学校給食費助成、おたふくかぜ及びインフルエンザ予防接種助成の拡充により、子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

次に、経済・雇用・産業関係のご説明をいたします。

新年度の新たな取組みとして、工業・商業等の用地造成事業を開始し、企業誘致につながる土地造成を検討するため概略設計を実施してまいります。

また、観光戦略におきましては、「大山の環境に配慮し、大山の資源を活かしたアクティビティが楽しめる持続可能な観光地域づくり」を目指しております。

新年度は、アウトドアライフが楽しめる大山町をさらに推し進めるべく、自転車を活用した町内周遊の環境整備として、レンタサイクルシステムの構築、また、アウトドアマインドを醸成する取組みや、有償ガイド育成事業などを進めてまいります。

そして、環境に配慮した新たな観光振興として、グリーンスローモビリティの実証実験を、町独自の事業として取り組んでまいります。

認定審査の年となります日本遺産に関しましては、推進組織体制の強化や、官民が連携した取組みの促進、日本遺産構成文化財を含む町内文化財の保護及び公開活用の促進を図ってまいります。

農林水産業においては、引き続き後継者や新規就業者を増やしていく取組みを展開させてまいります。令和4年度には、新たに、酪農組合へのゲノム検査補助や、漁協への新規就業者の漁船取得費の補助、藻場回復対策への支援に取り組む、畜産業・水産業など幅広い地域産業において、所得向上のための各事業を推進してまいります。

また、ブロッコリー産地の広域化・産地強化総合対策事業、スマート農業社会実装促進事業に取り組む、規模拡大や省力化に必要な機械等の導入支援を行います。さらに、人・農地プランの実質化に向けて、農業委員会等関係機関と連携を図り、担い手と農地の問題について地域での話し合いを推進してまいりたいと考えております。

次に、健康づくり・新型コロナウイルス関係のご説明をいたします。

町民の健康づくりでは、各種健診事業を引き続き実施し、人間ドックの助成額を増額することで、個人負担の軽減や健診受診率の向上を図るとともに、集団健診の実施回数を増やし、胃がん内視鏡検査の広域化を行うことで、健診が受けやすい環境をさらに整えてまいります。

また、自転車活用推進計画の策定を通じて、自転車を活用した健康づくりの取り組みを検討したいと考えております。

なお、新型コロナウイルスのワクチン接種に関しましては、引き続き国や県からの情報収集に努め、素早い対応を心がけてまいります。

次に、福祉・人権・高齢者支援関係のご説明をいたします。

令和4年度は「大山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の年です。この計画は、町の総合計画に次ぐ福祉の基本計画として位置付けており、誰もが身近な地域で、安心して暮らせるような地域福祉体制の充実に取り組んでまいります。

そして、高齢者の社会参加を持続するため、補聴器購入費の助成を新たに始め、閉じこもりや認知機能の低下を防いでまいります。

そのほか、高齢者への支援として、ごみステーションまでごみを出すことができない方を対象に、自宅玄関前でごみを戸別収集するための仕組みを構築してまいります。

人権関係では、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、人権セミナー、人権・同和教育推進大会や小地域懇談会を実施すると共に、このたび策定した第4次男女共同参画プランとしての「大山町誰もが共同参画できる社会づくり計画」に基づき、性別にとらわれることなく、互いの多様性を認め合う社会を目標としてパートナーシップ制度の導入を検討するほか、人権教育・啓発を推進させていきたいと考えております。

最後に、防災・インフラ・公共施設関係のご説明をいたします。

風水害が多発している中山地区の下市駅前におきましては、排水路改修工事を進め、安心安全な生活環境づくりに取り組んでまいります。

また、道路利用者が安心・安全に道路を利用できるように実施している街灯設置事業につきましては、歩道のない通学路にも範囲を広げて事業を実施し、夜間でも明るく歩きやすい環境づくりを進めてまいります。

そして、桜の名所である名和公園につきましては、テゴテゴプロジェクトによる中学生の提案が実現され、新年度は改修工事が実施されます。今後、町民にさらに親しまれる公園となるよう取り組みを進めてまいります。

さらには、老朽化した公共施設の対策として長年の課題でありました、下田中児童館は、中山ふれあいセンターとの複合施設化を行うことにより、限られた財源と人材の有効活用を図りつつ、安全面にも配慮して、児童の健全育成を担う中山地区の新たな施設として再整備するための実施設計に入ります。

なお、管財の関係では、役割を終えた公共施設を解体撤去することで、次世代に負担を先送りしない行財政運営を進める方針でありますので、令和4年度は旧光徳小学校の解体工事を進めてまいりたいと考えております。

以上、当初予算に関する施政方針をご説明いたしました。

新型コロナウイルス感染症の拡大が未だに収束を見ない中、町民の命と健康を守ることに最優先で取り組む必要があり、さらには、ウィズコロナ・ポストコロナにおける経済活動にも対応できる視点を持って政策を展開しなければなりません。

さらには、町行政が持続可能なものとなるために、職員一人一人が、受け身ではなく、積極的に業務改善を図り、政策立案能力を高めるとともに、過去の事務事業の進め方に

捉われることなく、柔軟な発想や経営感覚、職員同士や町民との積極的なコミュニケーションと、住民生活の現場に足を運ぶ軽快なフットワークにより、事務事業の見直し、コスト縮減、アウトソーシングの推進などさらなる改革を進め、町民のためになる政策を実行していくことが重要です。

人口減少対策をさらに前に進め、子供からご年配の方まで、みんなが暮らしやすいまちづくりに、令和4年度も引き続き取り組んでいく所存です。

議員の皆さん、町民の皆さんのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、施政方針の説明とさせていただきます。

○議長（米本 隆記君） これで町長の施政方針の説明を終わります。

日程5 議案第5号 ～ 日程第20 議案第20号

○議長（米本 隆記君） 日程第5、議案第5号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第20、議案第20号 町道路線の変更について（町道殿河内二本松線）までの16件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長

○町長（竹口 大紀君） それでは、提案理由の御説明をさせていただきます。

議案第5号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、国において、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等の改定が行われることに伴い、地方公務員法第24条の規定に基づき、本町においても同様の改定を行うものであります。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものとしております。

続きまして、議案第6号 大山町税条例の一部を改正する条例については、鳥取県税条例の一部を改正する条例が施行されたことに伴い、大山町税条例について所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、寄附金税額控除の対象となります寄附金について、県条例との整合を図るために対象法人の追加をするものです。

続きまして、議案第7号 大山町障害者通所・通院費助成金交付条例の一部を改正する条例については、文言の不備の修正を行うとともに、助成金の上限設定がこれまで無く、無制限の支給が可能であったため、県西部及び中部までの通院・通所を前提として、1日あたり1万円とするための改正を行うものです。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものとしております。

続きまして、議案第8号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、し尿収集量の減少、白浜浄化場の廃止による運搬距離の増加などの影響を緩和し、し尿汲み取り業務の安定を保持するとともに適正な処理に資するため、し尿の処理手数料について、18リットルにつき223円を261円に改正するものであります。

す。

施行日は、周知期間を考慮し、令和 4 年 7 月 1 日としております。

続きまして、議案第 9 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について、改正の主な内容として、1 点目に町営住宅に優先的に入居させることができる対象に、子育て世帯等を支援することを目的として、「子育て世帯」や「多子・多人数世帯」等に該当する項目を追加するものであります。

2 点目に、空き家となっておりました上福団地について、昨年 2 戸 1 棟の住宅を解体したことにより、管理戸数を 20 戸から 2 戸減らして、18 戸とするものであります。

なお、この条例の施行は、令和 4 年 4 月 1 日からとしています。

続きまして議案第 10 号 大山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、国において、産前・産後休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする任期付職員を採用する場合の取り扱いを明確化するため関係規則の改定が行われたことに伴い、地方公務員法第 24 条の規定に基づき、本町においても同様の改定を行うものであります。

なお、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

続きまして、議案第 11 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉法の一部改正にともない、国が定める放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へと見直しが見られることとなったことにより、附則において改正を行うものであります。

改正の内容としましては、放課後児童支援員の基礎資格を満たし、令和 7 年 3 月 31 日までに研修を修了することを予定している者については、放課後児童支援員とみなすことができるよう経過措置の延長を行うものです。

なお、この条例は令和 4 年 4 月 1 日より施行することとしております。

続きまして議案第 12 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例について、上屋付多目的広場の照明器具を水銀灯から LED 照明に取替修繕を行ったことによる照明使用料の改正を行うものです。

条例改正の内容としては、照明使用料を 1 時間当たり 1,020 円から 320 円と改正し、別表（第 6 条関係）の表記を整理するものです。

なお、施行日は令和 4 年 4 月 1 日からとしております。

続きまして、議案第 13 号 大山町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例の一部を改正する条例については、鳥取県の新型コロナウイルス対策融資の申込期間が令和 4 年 3 月末まで延長されることに伴い、大山町より金融機関に対する補助金の支出が令和 9 年度末まで発生する可能性を考慮し、補助金の原資となる基金の設置期間

を1年延長するほか、基金の原資に一般財源を充てることにより、不足額を充足するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものとしています。

続きまして、議案第14号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の策定については、種原辺地内の町道種原大野線を除雪しているロータリ除雪車で、導入から14年が経過し老朽化が進んでおり、修理等にも時間を要している状況であります。

このため、作業の迅速化と効率化を図るとともに、安心安全な地域交通の確保と生活環境の確保を図るために更新するものであります。

なお、計画期間は、令和4年度の1ヵ年とし、総事業費は6,912万7,000円で、その財源内訳は、国庫補助金333万4,000円と一般財源6,579万3,000円であり、この一般財源6,579万3,000円のうち6,570万円は辺地対策事業債で充当する計画であります。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議が既に整っていることを申し添えます。

続きまして、議案第15号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定については、神田・渡道辺地内の町道栃原神田線を除雪している除雪2tトラックで、導入から10年が経過し老朽化が進んでおり、除雪作業が連続してできない状況であります。

このため、作業の迅速化と効率化を図るとともに、安心安全な地域交通の確保と生活環境の確保を図るために更新するものであります。

なお、計画期間は、令和4年度の1ヵ年とし、総事業費は1,160万円で、その財源内訳は、国庫補助金239万9,000円と一般財源920万1,000円であり、この一般財源920万1,000円のうち920万円は辺地対策事業債で充当する計画であります。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議が既に整っていることを申し添えます。

続きまして、議案第16号 大山町未来づくり10年プラン（大山町総合計画）の「基本計画」の改訂について、平成28年度に策定した大山町未来づくり10年プラン（大山町総合計画）の「基本計画」の見直しを行うものであります。

主な改訂内容は、各項目にSDGsの視点を取り入れたことと、主な事業の現況にあった見直しや、各指標の現況にあった見直しに加え、新たな指標を盛り込んだものとなります。

また、改訂にあたっては、町内の各種団体の代表者等で構成される大山町総合計画改訂審議会へ諮問し、計6回の審議会が開催され、答申をいただきました。審議会の中では、当初策定に関わっていただいた大山未来会議メンバーへのアンケートを実施するなどし、改訂に係る意見聴取を行いました。

提案しております基本計画は、この審議会からいただいた答申に基づくものであることを申し添えます。

続きまして、議案第 17 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更については、現行の大山町過疎地域持続的発展計画について、過疎対策事業債の対象となる事業の追加・変更が生じたため、その計画の一部を変更するものであります。

変更の内容は、ハード事業分として、町道上万村内線、下田中児童館移設事業など 10 事業、ソフト事業分として、高齢者補聴器購入費助成事業、少人数学級の実施に関する協力金（小・中学校）の 3 事業（変更含む）を新たに計画に追加するものです。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議が既に整っていることを申し添えます。

続きまして、議案第 18 号 町道路線の認定について（町道 八重東線）は、現在集落の幹線道路として利用されている集落内道路を、新たに町道路線として認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

新路線は、路線名を町道八重東線とし、路線延長 556m、起点を八重字上野際 1186、終点を八重字陳場 744-1 地先とします。

続きまして、議案第 19 号 町道路線の一部廃止について（町道 山根線）は、町道路線の見直しに伴い、既存町道の一部を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

一部廃止する路線は、町道山根線で、路線延長を 97m 短縮し、終点を八重字出口山 764-3 から八重字屋敷 163 地先へ変更します。

続きまして、議案第 20 号 町道路線の変更について（町道 殿河内二本松線）は、現在集落の生活用道路として利用されており、幹線道路との利便性を向上させるため、町道路線の一部を変更することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更する路線は、路線名が町道殿河内二本松線で、起点を殿河内字堂脇 382-1 から殿河内字堂脇 388-1 へ変更します。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 21 議案第 21 号 ～ 日程第 34 議案第 34 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 21、議案第 21 号 令和 4 年度大山町一般会計予算から、日程第 34、議案第 34 号 令和 4 年度大山町水道事業会計予算までの 14 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 21 号 令和 4 年度大山町一般会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和 4 年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、110 億円を計上しております。これは、前年度当初予算と比較して、額にして 11 億 6,000 万円、率にして 11.8%の増と

なっております。

令和4年度は、町政を担わせていただくことになって2期目の2年目の予算となります。これまでの取り組みを継承しつつ、暮らしやすいまちづくりを進めていくため、次の5点を中心として施策推進に取り組んでまいります。

1点目が、地域自主組織や集落、自治会、町民との協働や移住・定住施策のさらなる促進などの、町民みんなが暮らしやすいまちづくりです。

2点目が、教育と子育てに係る経済的負担の軽減などの、『教育・子育て・生涯学習のまちづくり』です。

3点目が、アウトドアアクティビティを軸にした観光戦略や農林水産業の所得向上と後継者育成の推進などの、『経済産業が成長するまちづくり』です。

4点目が、大山の環境を活かした健康づくりと介護予防の推進などの、『健康・長寿・福祉のまちづくり』です。

5点目が、庁内デジタル化のさらなる推進などの、『行財政改革による持続可能なまちづくり』です。

以上の5点を中心に全力で取り組んでまいりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

それではまず、歳入について特徴的なものをご説明いたします。

町税の総収入は、町民税や法人税などが増となる見込みから、前年度に比べ234万3,000円増の15億3,125万8,000円を計上しています。

普通交付税は、地域デジタル社会推進費や教育情報化関係経費の増を見込み、前年度に比べ2億2,000万円増の45億円を計上しています。

寄附金は、ふるさと応援寄附金が順調に伸びていることを踏まえ、前年度に比べ4,988万円増の4億198万8,000円を計上しています。

繰入金は、旧光徳小学校解体工事などに伴う公共施設整備基金繰入金や財政調整基金繰入金の増などにより、前年度に比べ4億227万7,000円増の6億651万9,000円を計上しています。

次に、歳出について特徴的なものをご説明いたします。

総務費では、ふるさと応援基金事業に4億77万7,000円、地域自主組織育成支援事業に5,901万1,000円、名和公園整備工事に5,000万円、旧光徳小学校解体事業に1億4,807万円などを計上しています。

民生費では、後期高齢者医療事業に2億8,923万6,000円、障害者自立支援事業に4億4,497万2,000円、就学児の子育て支援事業として実施する高等学校等通学定期券購入補助や新規事業である修学旅行費助成金に1,933万円、子育て世帯の経済的負担の一層の軽減を図るため、学校給食費を半額補助から全額補助に拡充することに6,719万9,000円などを計上しています。

衛生費では、各種がん検診委託料や脳ドック助成事業などの健康づくり推進事業に 4,104 万 6,000 円、子どもの予防接種事業に 3,510 万 8,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種関係経費に 796 万 8,000 円などを計上しています。

農林水産業費では、イノシシなどからの被害防止のための野生鳥獣被害防止事業に 1,490 万 5,000 円、ブロッコリー産地の広域化や生産強化を図るため、規模拡大や省力化に必要な機械等の導入経費の補助を行うブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業に 5,864 万 8,000 円、円滑な漁業経営の開始を支援するため漁船等の取得費用を補助する漁業経営開始円滑化事業に 6,000 万円、地籍調査事業に 1 億 4,993 万 6,000 円、などを計上しています。

商工費では、新規の観光施策などを盛り込んだアウトドアマインド醸成連携・協力事業委託料やグリーンスローモビリティ実証実験委託料などの地方創生推進交付金事業に 1,510 万円、高田工業団地の拡張を目的として行う概略設計委託料に 224 万 4,000 円、既存施設をリノベーションして創業する方に対して支援を行う起業支援補助金事業に 1,001 万 9,000 円などを計上しています。

土木費では、ロータリ除雪車購入事業に 6,912 万 7,000 円、町道安原淀江線改良事業に 4,000 万円、町道上坪東小竹線改良事業に 4,050 万円などを計上しています。

消防費では、中山地区排水路改修事業に 4,307 万円、西部広域行政管理組合負担金に 2 億 4,657 万 7,000 円などを計上しています。

教育費では、史跡大山寺旧境内金剛院修理事業に 4,869 万 7,000 円、少人数学級協力金に 2,400 万円、大山西小学校のグラウンドを芝生化するグラウンド改修事業に 5,422 万 8,000 円、名和中学校技術棟の老朽化による改築事業に 1 億 3,079 万円などを計上しています。

続きまして、議案第 22 号 令和 4 年度大山町土地取得特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本会計は大山町土地開発基金を管理するための会計で、令和 4 年度は基金から生じる利子や土地貸付収入などを 8 万 1,000 円と見込み、全額を同基金に積み立てる予算としております。

続きまして、議案第 23 号 令和 4 年度大山町開拓専用水道特別会計予算については、予算総額を 1,991 万 3,000 円とするものです。

歳入の主な内訳として、管理収入の計量給水料を 862 万 4,000 円、基金繰入金 1,080 万 6,000 円を計上しております。

次に歳出の主な内訳として、修繕料 252 万 2,000 円、負担金 200 万円、繰出金 1,080 万 6,000 円で、予備費 100 万円は、不測の事態に備えるものであります。

続きまして、議案第 24 号 令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計予算については、本会計の予算総額を歳入歳出それぞれ 21 億 8,354 万 1,000 円とし、歳入として、

主に国民健康保険税 3 億 8,672 万 2,000 円、県支出金 16 億 703 万 7,000 円、繰入金 1 億 8,771 万 4,000 円を計上し、歳出として、主に保険給付費 15 億 8,708 万 2,000 円、鳥取県に支払う国民健康保険事業費納付金 5 億 2,929 万 7,000 円を計上するものです。

なお、保険税率・税額については、前年所得が確定した後の 5 月に決定する予定としております。

続きまして、議案第 25 号 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算については、国民健康保険直営診療施設である名和、大山、大山口診療所を経営管理するものであり、本会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 2,311 万 2,000 円と定めるものであります。

主な内訳は、歳入では、3 診療所の診療収入 2 億 1,356 万円や一般会計及び国民健康保険特別会計からの繰入金 5,163 万 2,000 円を計上しております。

歳出では、総務費として職員人件費や施設管理に関する経費、医業費として医薬材料代や委託料及び備品購入費にかかる経費を計上しております。

続きまして、議案第 26 号 令和 4 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算については、歳入として、後期高齢者保険料 1 億 7,985 万 8,000 円、一般会計繰入金 7,780 万 8,000 円、歳出として、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 5,501 万 7,000 円を計上し、予算総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,015 万円とするものです。

続きまして、議案第 27 号 令和 4 年度大山町介護保険特別会計予算については、本会計の予算総額を歳入歳出それぞれ 23 億 6,711 万 1,000 円とするものです。

歳入の主な内訳として、介護保険料 4 億 8,841 万 7,000 円、国・県支出金 9 億 333 万 4,000 円、支払基金交付金 6 億 150 万 7,000 円、繰入金 3 億 6,971 万 3,000 円を計上しています。

次に、歳出の主な内訳として、保険給付費 21 億 8,157 万円、地域支援事業費 9,039 万 2,000 円、基金積立金 3,489 万 7,000 円を計上しています。

続きまして、議案第 28 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8,998 万 8,000 円とするものです。

歳入の主な内訳として、使用料収入 1 億 1,845 万 9,000 円、繰入金 3 億 2,250 万 3,000 円、町債 4,230 万円を計上しております。

次に、歳出の主な内訳として、施設の維持管理に 1 億 6,519 万 1,000 円、公債費に 3 億 128 万 3,000 円を計上しております。

続きまして、議案第 29 号 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,159 万 5,000 円とするものです。

歳入の主な内訳として、使用料収入 1 億 1,451 万 2,000 円、繰入金 2 億 5,376 万 1,000 円、町債 700 万円を計上しております。

次に、歳出の主な内訳として、施設の維持管理に 8,320 万 3000 円、公債費に 2 億

7,328万5,000円などを計上しております。

続きまして、議案第30号 令和4年度大山町風力発電事業特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ3,955万3,000円とするものです。

主な内訳としては、売電収入3,943万2,000円のほか、施設の運転や維持管理に要する経費として、光熱水費や通信運搬費のほか、施設修繕料935万円、施設保守点検委託料793万1,000円、一般会計繰出金1,148万5,000円などを計上しております。

続きまして、議案第31号 令和4年度大山町温泉事業特別会計予算については、歳入では、温泉使用料372万6,000円と繰入金122万1,000円で、歳出では、温泉館運営費として指定管理委託料368万5,000円。不測の事態に備え予備費50万円を計上しております。

続きまして、議案第32号 令和4年度大山町宅地造成事業特別会計予算については、歳入は財産売払収入1,196万3,000円など、歳出はナスパルタウン購入者紹介謝礼金100万円、分譲地の維持管理委託料80万円などを計上し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,198万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第33号 令和4年度大山町索道事業特別会計予算については、予算総額を、歳入歳出それぞれ2,439万6,000円とするものです。

歳入の主な内訳として、一般会計繰入金813万5,000円及び指定管理納付金1,598万7,000円を見込んだものであります。

次に歳出の主な内訳として、中の原ゲレンデ敷地使用料972万6,000円、各種団体・イベントへの負担金209万円、大山スキー場PR事業補助金100万円であります。

公債費として、平成28年度に実施しました中の原スキーセンター屋根改修工事に伴う起債償還金として1,016万4,000円を計上しております。

不測の事態に備えまして、予備費として100万円を計上いたしております。

続きまして、議案第34号 令和4年度大山町水道事業会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

始めに、予算第2条業務の予定量であります。給水戸数5,900戸、年間総配水量199万7,000立方メートル、年間有収水量145万6,000立方メートル、一日平均給水量5,471立方メートルを予定しております。

まず、予算第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

営業収益は、水道使用料と他会計からの負担金等で2億2,094万2,000円、営業外収益は一般会計からの企業債の利息補助、長期前受金戻入等で8,488万5,000円を計上し、水道事業収益の合計を3億582万7,000円としております。

次に、支出として、営業費用は、人件費、修繕費、減価償却費等で2億8,660万3,000円、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費等で1,616万5,000円を計上し、水道事業費用の合計を3億409万8,000円としております。

次に予算第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、企業債の借入、他会計からの出資金、補助金で1億7,253万6,000円、支出では建設改良による委託料、工事請負費、企業債の償還金等で2億5,996万4,000円としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） ここで休憩とします。再開は11時20分とします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

日程第35議案第35号～日程第47議案第47号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第35、議案第35号 令和3年度大山町一般会計補正予算（第12号）から、日程第47、議案第47号 令和3年度大山町索道事業特別会計補正予算（第1号）までの13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第35号 令和3年度大山町一般会計補正予算（第12号）

については、官民連携手法を用いた住宅整備についての測量設計委託料や大山西放課後児童クラブ移転にかかる施設改修費などの新規計上、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による診療収入の減に対応するために行う診療所特別会計への繰出金の増額など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出て来たことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第12号は、既定の歳入歳出予算の総額に1億4,830万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億7,605万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第36号 令和3年度大山町土地取得特別会計補正予算（第1号）については、土地開発基金の土地である高田工業団地及び大山IC工業団地内の土地貸付により、既定の歳入歳出予算にそれぞれ43万4,000円を追加し、総額を57万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第37号 令和3年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、県支出金及び繰入金収入の増加が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ738万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,889万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第38号 令和3年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第4号）については、積立金を増額するもので、既定の歳入歳出の総額に、それぞれ149万1,000円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ3,423万8,000円とするものです。

続きまして、議案第 39 号 令和 3 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については、歳入として普通交付金の減額、歳出として保険給付費の減額が主なもので、既定の歳入歳出予算からそれぞれ、5,438 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、21 億 5,335 万 8,000 円とするものです。

続きまして、議案第 40 号 令和 3 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 5 号）については、診療報酬などの見込み減による歳入の減額や、医薬材料費、委託料などの医業費の見込み減による歳出の減額のため、既定の歳入歳出予算をそれぞれ 1,538 万 6,000 円減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 2,761 万 1,000 円とするものです。

続きまして、議案第 41 号 令和 3 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では主に保険料の減額、歳出では広域連合への負担金の減額が主なもので、既定の歳入歳出予算からそれぞれ、118 万 5,000 円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、2 億 2,651 万 5,000 円とするものです。

続きまして、議案第 42 号 令和 3 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については、歳入では介護給付費の増額に伴う国・県支出金等の増及び前年度からの繰越金の増額、歳出では介護給付費及び基金積立金の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ、1 億 2,212 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、25 億 3,029 万 3,000 円とするものです。

続きまして、議案第 43 号 令和 3 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）については、主な内訳として、処理施設、設備等の故障に伴う修繕料の増が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 32 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,708 万 5,000 円とするものです。

続きまして、議案第 44 号 令和 3 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）については、主な内訳として、設備等の故障に伴う修繕料の増と、過年度国庫支出金の返還金が生じたもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 367 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,000 万 4,000 円とするものです。

続きまして、議案第 45 号 令和 3 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）については、歳入では温泉使用料の見込み減による減額と繰入金が増額、歳出では温泉施設の修繕料が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ、206 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、740 万 6,000 円とするものです。

続きまして、議案第 46 号 令和 3 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）については、ナスパルタウンの販売実績に基づき、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 595 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,539 万 7,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 47 号 令和 3 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）については、決算見込みに基づきまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 39 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,720 万 7,000 円とするものであります。

第 1 表を歳入からご説明いたします。

第 10 款索道事業基金繰入金を 317 万 2,000 円増額し、第 20 款雑入で指定管理納付金を 356 万 2,000 円の減といたしております。

これは、営業成績見込みの状況などにより指定管理納付金の減少が避けられないことから、営業結果に応じて基金の取り崩しができるように準備しておくためのものであります。

次に歳出につきまして説明いたします。

第 5 款索道管理費で負担金を 39 万円減額といたしております。これは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、スキー場開き祭開催規模縮小、国立公園記念スキー大会中止による負担金の減額であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

散会報告

○議長（米本 隆記君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、3 月 4 日に会議を開き、議案についての質疑と、補正予算につきましては、質疑・討論・採決までを行いますので、定刻午前 9 時 30 分までに 本議場に集合してください。

本日はこれで散会します。

午前 11 時 30 分散会